

## 啓発ビデオの紹介

2023年度がスタートしました。コロナウイルス感染症も2類から5類へと移行し、まだまだ注意は必要ですが、今迄自粛していた事業が展開できるようになりました。町内学習においても、資料の配付や少人数での研修で開催されていましたが、少しずつ人数を広げて実施していただきたいと思えます。新しく啓発ビデオを購入しましたので、町内学習や各自の学習にご利用下さい。

### ◇ いわれ無き誹謗中傷との闘い —インターネットにおける人権—

根拠のない誹謗中傷により大きな被害を受け誹謗中傷と闘い乗り越えたお話や人権問題として考えることができる作品です。



### ◇ 精神障害者の地域生活支援

精神障害者のゆたかな地域生活を支援する事例のビデオです。

- ①精神科診療とデイケア就労支援を組み合わせた個別支援・市民交流など
- ②町中にある施設での就労支援活動（配食サービス・カフェ等の運営）



### ◇ 部落の心を伝えたいシリーズ 12年後の決断

今まで4度、部落差別体験をした。隠してきたときもあった、差別は物言いまで変えてしまった。人権問題を他人事としないで伝えて欲しい。と語っています。当事者の立場からの声を聞き、考えて欲しいビデオになっています。



# ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2023年5月1日 発行 No.148号  
 発行所：倉吉市人権文化センター  
 住 所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2  
 電 話/FAX：0858-22-4768  
 メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net



## ～ 2023年度 手話教室の開催 ～

一緒に手話を学びませんか。  
 手話は、耳の聞こえない人たちにとっては重要な言語の一つです。  
 聴覚障害のある方（聞こえない人や聞きにくい人）たちは手話を使ったり筆談やジェスチャーなどで伝えていきます。多くの人とつながりをして交流していきましょう。

2023年5月より11月まで14回（毎月2回）

5月11日（木）10時～11時 月2回  
 5月25日（木） //

参加費 無料

初めの方も歓迎！！

6月 8日・22日  
 7月 13日・27日  
 8月 10日・24日  
 9月 14日・28日  
 10月 12日・26日  
 11月 9日・16日

いずれも木曜日 10時～11時

楽しい仲間づくりができます。

① 美味しいもの食べに行こ！	② その気持ち分かるよ！
③ がんばってね！	④ 君なら大丈夫
⑤ 元気出して！	⑥ なんでも聞くよ！



## 誰でも参加出来る地域食堂 巡回食堂 ばあばのランチ

日時 5月28日（日） 12:00～

場所 倉吉市人権文化センター（☎22-4768）

◆小学生以下  
無料  
◆大300円  
◆小100円

鳥取県隣保館連絡協議会から、「24時間テレビ」・「ミールズ・オン・ホイールズ ロジシステム」を通じて子ども食堂、地域の人たちの居場所支援を目的に、大型の米低温貯蔵庫、冷凍庫、冷蔵庫がはばたき人権文化センターに寄贈されました。

各人権文化センターが活用し、さまざまところからいただいた食材を利用して地域作りや孤立・孤独の支援ができるように地域食堂を開催していきます。多くの皆さまのご利用をお待ちしています。主催：部落解放同盟倉吉市協議会女性部・協力：倉吉市人権文化センター

# 子どもの人権を守ろう！

5月5日はこどもの日です。よく端午の節句と混合して考えられますが、実は全く別の行事になります。こどもの日の『こども』には男女の区別が無く、また、親に感謝する日でもあります。

つい最近もこども家庭庁が設置されたり、子ども基本法が施行されたりするなど、子どもの人権を守る取り組みが加速し始めたところです。

## こども家庭庁の設置

こども家庭庁は2022年2月25日に創設が決定され、2023年4月に発足しました。

こども政策を行う上で、

- ①こどもや子育ての目線に立った政策を作ること
- ②すべてのこどもが心も身体も健康に育ち、幸せになること
- ③だれひとり取り残さないこと
- ④政府の取り組みや組織、こどもの年齢によって、こどもや家庭への支援がとぎれないようにすること
- ⑤こどもや家庭が自分から動かなくても、必要な支援が届くようにすること
- ⑥こどもに関する調査・データを集め、それをしっかり政策にいかすこと

(「こども家庭庁について」作：内閣官房こども家庭庁設立準備室より引用)

に重点を置き、こどもや子育てをする方に向けての支援を行う機関となります。



## こども基本法の施行

こども家庭庁が設置された4月1日にこども基本法も施行されました。

こども基本法という『こども』とは『心身の発達の課程にある者』(子ども基本法第二条)とあり、年齢に決まりはなく、こどもや若者の状況に応じて社会に幸せに暮らしていけるよう支えていく法律です。

また、実際にこどもや若者の意見を政策に取り入れていくために、

- ◎インターネットを使ったアンケートを実施すること
- ◎行政の職員が直接会って、意見を聴くこと
- ◎審議会などへのこどもや若者の参画
- ◎こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施

(「すべてのこども・おとなに知ってほしい こども基本法とは?」

作：こども家庭庁より引用)

などの取り組みが計画されています。



次の表は、ユニセフ(国連児童基金)が発表しているこどもの幸福度を表したデータ(2020年9月3日発表)です。

日本は38カ国中総合では20位の順位でしたが、注目すべきは分野ごとに見た幸福度です。

5~14歳の死亡率や肥満率は低く身体的健康の分野では1位となっていますが、精神的幸福度では最下位から2番目の37位となっています。

生活全般への幸福度を0~10の数字で表す設問では、6以上と答えた子どもの割合は62%にとどまっており、またその年の子どもの自殺者数は479人と2019度の4割増しで増えてしまっていたために、ほとんど最下位という結果になりました。

今も子どもの自殺者数のみならず、総数から見ても自殺者数は年々増加傾向にあり、一刻も早い周囲の対応や原因の解明、そして原因を根本から解決することが必要ととなっています。

## 全ての人の人権が守られる社会に

私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス禍から約3年が過ぎました。一斉休校や、非常事態宣言など今まで体験したこともない出来事が次々と起こり、こどもも大人も多くの問題や不安と直面しながら日々を過ごしています。

そんな新型コロナウイルスでしたが、5月8日にはインフルエンザなどと同じ5類相当になり、少しずつコロナ禍以前の生活が取り戻されようとしています。

しかし、先行きの不透明な不安を拭き去ることは難しい今だからこそ、周囲の人たちとの関わりこそが最も重要なものだと考えます。

人権文化センターでも、地域食堂や、地域の方々とゆっくり会話を楽しむサロンを計画中です。

コロナ禍で希薄化した地域間や学校の友人間の関わりをもう一度再構築し、すぐに相談が出来る体制作りの手助けなど様々な取り組みを進めていきたいと思っています。

お気軽に倉吉市人権文化センターまでお越しください。



子どもの幸福度の結果：日本の分野別順位  
<総合順位は20位> (本文p.11)

分野	指標
精神的幸福度 (37位)	生活満足度が高い15歳の割合
	15~19歳の自殺率
身体的健康 (1位)	5~14歳の死亡率
	5~19歳の過体重/肥満の割合
スキル (27位)	数学・読解力で基礎的習熟度に達している15歳の割合
	社会的スキルを身につけている15歳の割合

表：unicef『イノチェンティレポートカード16』より引用